

平成十六年三月

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の説明書

外務省

目次

	ページ
一 概説	一
1 協定の成立経緯	一
2 協定締結の意義	一
二 協定の内容	二
1 定義及び適用対象に関する規定	二
2 強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定	二
3 その他	二
三 協定の実施のための国内措置	三

1 協定の成立経緯

(1) 我が国と韓国との間では、企業等により相手国に一時的に派遣される被用者等について両国の年金制度への強制加入に関する法令が適用される二重適用の問題及び就労期間が短いために保険期間が就労地国の年金の受給に必要な資格期間を満たさないことから保険料が掛け捨てとなる問題が生じている。これらの問題が両国の企業及び国民にとって大きな負担となっていることを踏まえ、両国の関係を更に増進する観点から、これらの問題の解決を図ることを目的とする協定を締結することで韓国側と一致し、平成十五年三月に政府間交渉を開始した。その結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十六年二月十七日にソウルにおいて、日本側高野在韓国大使と韓国側パン・ギムン外交通商部長官との間でこの協定の署名が行われた。

(2) 年金制度への強制加入に関する法令の二重適用の問題等の解決を図るための協定は、主要先進国の間では近年一般的に締結されるようになってきている。我が国にとってこの種の協定は、ドイツ及び英国との社会保障協定がある。この韓国との協定は、保険期間の通算を含まないという点で英国との協定と同じであり、ドイツとの協定と異なるところ、これは両国の年金制度への強制加入に関する法令の二重適用の回避に内容を限定したいとの韓国側の主張を受け入れたためであるが、保険期間の通算についても協定締結の可能性を探るための協議を今後行うことで両国は一致をみている。

2 協定締結の意義

(1) 両国間においては、従来から緊密な経済関係を背景として人的交流が活発であるが、企業等により相手国に一時的に派遣される被用者等については両国の年金制度への強制加入に関する法令が適用されるため、両国の年金制度への保険料の支払が両国の企業及び国民にとって大きな負担となっている。

(2) この協定は、年金制度への強制加入に関する法令の適用について両国間で調整を行い、両国の関係法令が同時に適用されることを回避することにより、相手国に派遣された被用者等についての保険料の二重負担の問題を解決することを主たる目的とする。

(3) この協定の締結により、二重適用の問題の解決が図られ、保険料負担が軽減されることにより、両国間の人的交流が円滑化され、ひいては経済交流を含めた両国間の関係がより一層緊密化されることが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文十八箇条及び末文から成っている。その主要な内容は、次のとおりである。

1 定義及び適用対象に関する規定

- (1) 「国民」、「法令」、「権限のある当局」、「実施機関」及び「難民」の用語の定義を定める（第一条）。
- (2) この協定が、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金に、韓国については、国民年金について適用されることを定める（第二条）。

2 強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定

- (1) 就労が行われる締約国の法令のみを適用することを原則として定める（第五条1）。
- (2) ただし、一時的に相手国に派遣される被用者等（第三国の領域を経由する被用者等を含む。）の場合には、派遣の期間が五年を超えるものを見込まれないことを条件として自国の法令のみを適用し、一時的に相手国でのみ自営活動をする者もこれと同様に取り扱つことを定める（第六条1、2及び3）。

- (3) 両国で同一の期間に就労を行う被用者又は自営業者の場合には、通常居住する締約国の法令のみを適用することを定める（第五条2及び3）。

- (4) 両国のいずれかを旗国とする船舶上の就労者、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避につき定める（第七条及び第八条）。

- (5) ただし、一定の要件が満たされる場合には、(1)から(4)までの規定の例外について認めることができることを定める（第九条）。

- (6) 相手国で就労する者で自国の法令を適用するものと同行する配偶者又は子について、原則として自国の法令のみを適用することを定める（第十条）。

3 その他

両国の国民同等の取扱い及びその例外（第四条1、2、3及び4）、給付に関する両国の領域同等の取扱い（第四条5）、協定

の実施のために必要な行政上の措置に関する合意等（第十一条）、両国の関係機関間の相互援助（第十二条）、個人情報の伝達及び保護（第十三条）、両国間の連絡方法（第十四条）、協定の解釈等に関する協議（第十五条）、協定の効力発生前の派遣期間等の起算点（第十六条）、協定の効力発生手続（第十七条）及び協定の終了手続（第十八条）について定めている。

三 協定の実施のための国内措置

(1) この協定を実施するため、国民年金法、厚生年金保険法及び共済組合各法の特例等を定める法律案が今次国会に提出されることとなる。

(2) この協定を実施するため、新たな特別の予算措置は、必要としない。